

広島県告示第七百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和六年七月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ひとみスキンクリニック	三原市港町一丁目三番一五号	令和六年四月三〇日
富浜薬局	尾道市向島町五六一七番地五〇	令和六年六月一日
近藤歯科医院	東広島市豊栄町清武四六三番地一	令和六年五月三一日
東広島市社会福祉協議会訪問看護ステーション	東広島市黒瀬町丸山一二八六番地一	令和六年六月三〇日
加藤薬品本店	安芸郡海田町稻荷町九番地一八	令和六年四月三〇日